

相互援助について

- ・子育ての手助けをしてほしいとき
- ・子育てのお手伝いをしたいとき

燕市ファミリー・サポート・センターは、
育児の援助をしてほしい人（依頼会員）、
育児の援助をしたい人（提供会員）が、
互いに助けたり、助けられたりして育児の
相互援助活動を会員登録制でおこなっています。



会員条件

依頼会員……燕市在住で0歳～おおむね12歳の子どもの育てている人。

提供会員……燕市在住で心身ともに健康で自宅で子どもを預かれる、子どもが好きな18歳以上の人。

- 依頼会員、提供会員の両方を兼ねることもできます。
(両方会員)
- 入会される際は、登録、活動する旨を家族の同意を得たうえでお手続きください。
- 子育てや子育てのサポート活動に役立てるために、会員は毎年行われるファミリー・サポート・センターの研修会・交流会に参加してください。

減免制度

経済的に困りの家庭やひとり親家庭等の経済的負担軽減を図るため、下記の世帯を対象に利用料を減免します。

事前に申請が必要です。

- 【対象】 生活保護受給世帯
就学援助受給世帯
児童扶養手当受給世帯

援助の内容

主なサポート内容

1. 保育施設の保育開始時間前または保育終了後の子どもの預かり
 2. 保育施設までの送迎
 3. 学校の放課後または放課後児童クラブ（学童保育）終了後の子どもの預かり
 4. 学校または放課後児童クラブ（学童保育）までの送迎
 5. 保護者の病気や急用等の場合の援助（感染症は除く）
 6. 冠婚葬祭、兄弟姉妹の保育施設や学校等行事による援助
 7. 買い物等外出の際の子どもの預かり など
- 上記以外にも、サポートの内容につきましてはセンターへご相談ください。
 - 子育てにおいて、手不足を補うための援助で、輕易でかつ短期的・補助的なものです。乳幼児の長期間保育等はおこないません。
 - 産後のサポートとして上の子のお世話や育児の援助、沐浴の補助もあります。
 - 家事援助や、子ども以外の家族への支援はおこないません。
 - 援助活動は、提供会員一人に対して依頼会員一家族とし、集団保育はおこないません。
 - 原則として、預かる際は提供会員の自宅となります。宿泊を伴う預かりはおこないません。

活動内容

	通常の活動	産後の活動
対象	0歳からおおむね12歳までの子ども	母子手帳の交付を受けて産後おおむね4週目以降の子ども
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園等への送迎 ・ 登園前や降園後等の子どもの預かり ・ 保護者の通院時の預かり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児の援助 ・ 沐浴の補助 ・ 上の子どもの世話
活動場所	<p>預かりの場合は原則として提供会員の自宅です。</p> <p>ただし、会員同士の話し合いにより、その他の場所や依頼会員の自宅での預かりも可能です。なお、依頼会員不在時の依頼会員の自宅での活動はおこないません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として依頼会員の自宅でおこないます。 ・ 依頼会員が不在の場合、依頼会員の自宅での育児援助はおこないません。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの宿泊を伴う預かりは、おこないません。 ・ 投薬はおこないません。 ・ 病児・病後児の預かりはおこないません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沐浴は有資格者でなければしてはいけないことが法律で定められていますので、依頼会員の補助をおこないます。 ・ へその消毒や薬を飲ませる等の医療行為はできません。

活動のながれ



1. 入会登録をします。入会する保護者の顔写真（免許証サイズ 縦 3 cm×横 2.4 cm）を 2 枚（同じもの）をご用意ください。
2. 依頼の内容に応じてアドバイザーが提供会員をお探して、事前打ち合わせをします。依頼会員とその子ども、提供会員、アドバイザー同席のもと、おこないます。実際の活動は子どもと提供会員の 1 対 1 になります。お互いに信頼し合い継続した活動ができるように、気になること、できること、できないこと、してほしいことなどは遠慮せずきちんと、話し合いましょう。
※事前打ち合わせの結果、援助活動を辞退する意向を持った会員は、速やかにセンターへご連絡ください。
3. 依頼会員は、サポートを依頼したいときはセンターへ連絡をします。
4. センターは、事前打ち合わせをした提供会員へ援助の依頼をします。
5. 提供会員は事前打ち合わせに基づいてサポート活動をします。
6. 提供会員はサポート活動が終わったら、「援助活動の報告」を作成します。掛かった費用を依頼会員に連絡をします。
7. 依頼会員は「援助活動の報告」を確認し、掛かった費用を直接、提供会員に支払います。その際、依頼会員は署名をします。「援助活動の報告」を依頼会員が預かる事はしません。
8. 提供会員は、1 ヶ月分の「援助活動の報告」及び「相互援助活動記録簿」「事前打ち合わせ・活動報告書」をまとめ、翌月 5 日までにセンターへ提出します。

【ファミリー・サポート・センターのしくみ】



ファミリー・サポート・センター
【アドバイザー】

はい。
連絡をしてみましょう。

明日、〇〇さんのお子さんを保育園へお迎えに行ってくださいませんか？

①会員登録

③援助の依頼
申込み

子どものお迎えをお願いします。

【依頼会員】

④援助活動の依頼

はい、
いいですよ。

【提供会員】

②事前の打合せ

⑤活動終了後、報酬の受渡し



会員のお約束

1 共通

- 本会の活動の趣旨と決まりを守り、会員同士はお互いに尊重し合しましょう。
- お互いのプライバシーは守りましょう。退会後も、活動中に知り得た会員の情報などについて、第三者に漏らしてはいけません。
- 家族構成や住所が変わったらお知らせください。
- 退会した場合、個人情報をセンターへお戻しください。

2 依頼会員

- 提供会員は、有償ではあるもののボランティアであり、民間のベビーシッター等とは違うことを認識してください。
- 依頼した援助内容以外の仕事は要求しないでください。
- 会員は常に会員証を携帯し、センターに連絡をする際は氏名と会員番号を伝えてください。
- サポートの依頼日が決まったら早めにセンターへ連絡をしてください。センターを通さずに行ったサポート活動は活動保険（総合補償制度）が適用されず、万が一事故があってもセンターは責任を負いません。
- お子さんの在籍する施設（保育園、小学校、放課後児童クラブ等）への送迎は必ず事前に各施設に保護者から連絡をしてください。

連絡の不徹底により、お迎えができない場合は、依頼会員の責任となります。

- 子どもが急な病気などで保育園や学校などから連絡があった場合は保護者の方からお迎えに行ってもらいます。
病児病後児の預かりはおこないません。
- 活動内容に変更が生じた場合は速やかに、センター、提供会員へ連絡をしてください。
- 援助費用の支払いにはなるべく提供会員の所へ出向くようにしましょう。
- 援助活動の報告者は自筆であれば押印は不要です。
- 子育ての手助けをしていただく感謝の気持ちを忘れないようにしましょう。

3 提供会員

- 活動時は必ず会員証を携帯し、送迎などの際は施設職員へ提示してください。
- 依頼された援助内容以外の仕事は行わないでください。
- 安全チェックリストにより、子どもの安全を確認してください。
(13 ページ参照)
- 活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターもしくは、子ども未来課 (0256-77-8225) へ連絡してください。
(17 ページ参照)
- 毎月月末に活動報告書をまとめ、翌月 5 日までにセンターへ提出してください。

報酬の基準



1. 燕市ファミリー・サポート・センターの報酬基準は、次のとおりです。

区分	依頼会員が支払う額	提供会員が受け取る額
①月曜日～金曜日 7時～19時	1時間あたり500円	1時間あたり900円
②上記時間外 土・日・祝日	1時間あたり600円	1時間あたり1,000円

- ・支払額と受取額の差額は、燕市がお支払いします。
- ・援助開始から最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間として計算します。
- ・援助時間が1時間を超えた場合、その後の報酬は30分ごとに加算します。
- ・活動時間は提供会員が活動のために家を出発した時間から、活動を終えて家に帰宅した時間までを活動時間とします。
- ・①の平日の時間区分をまたぐ報酬の計算の仕方について
7時または19時をまたぐ活動時間については、活動時間が長い方の金額で計算します。
同時間の場合は開始時間の金額で計算します。
※手引き巻末の参考資料参照

2. 1人の提供会員に複数の子ども（兄弟姉妹）を預ける場合は2人目から報酬が半額となります。

3. 依頼のキャンセル料については、次のとおり依頼会員が支払

ってください。

* 前日までのキャンセル…無料

* 当日キャンセル……………依頼会員が支払うべき額の半額

* 無断キャンセル……………依頼会員が支払うべき額の全額

・キャンセルの理由が暴風雪等の悪天候、災害の発生時、やむを得ない事情による場合はこの限りとせず、両者で話し合ってください。

・依頼会員がキャンセルした活動の際に発生した提供会員の交通費については、依頼会員の実費負担となります。

4. 時間のキャンセル（依頼した時間より短くなる場合）

* 前日までに連絡した場合…無料

* 当日預ける前までに連絡した場合

……………キャンセルした時間の半額

* 連絡なしに時間が短縮された場合

……………依頼した時間の全額

5. 食費（ミルク代）、おやつ代、おむつ代などについては依頼会員が提供会員に提供をお願いした場合、その実費を依頼会員が提供会員に支払います。

依頼会員が事前に用意し、提供会員に渡す場合は掛かりません。

6. 交通費については、公共交通機関・タクシーなどを利用した場合は、その実費を依頼会員が提供会員に支払います。自家用車での送迎の場合、1 km＝22円を目安として、依頼会員と提供会員との話し合いのうえ、お支払いください。

補償保険制度

活動中の事故に備えてファミリー・サポート・センター保障保険「提供会員傷害保険」、「賠償責任保険」、「依頼子ども傷害保険」に燕市で加入しています。

1. 提供会員傷害保険

提供会員が、活動中や活動するために自宅と依頼会員の子どもの家や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然的な外来の事故により傷害を被った時に補償します。

事由	補償額	その他
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺傷害	程度により 500万円～ 20万円	事故日より180日以内の 後遺傷害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日が限度
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内で 90日が限度

2. 賠償責任保険

提供会員が活動中に監督ミスや提供した飲食物が原因で子どもなどの身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に提供会員が負担する賠償金等を補償します。

※自動車保険は、本保険の中に組み込まれていません。

事 由	補 償 額
対人・対物（1事故につき）	2億円
見舞金・見舞品	10万円
現金盗難	10万円

3. 依頼子ども傷害保険

依頼会員の子どもの提供会員から預かりを受けているときに、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、提供会員の過失の有無にかかわらず補償します。

事 由	補 償 額	そ の 他
死 亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺傷害	程度により 300万円～ 12万円	事故日より180日以内の 後遺傷害発生
入院(1日)	2,000円	事故日より180日が限度
通院(1日)	1,000円	事故日より180日以内で 90日が限度

【安全チェックリスト】

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認しましょう。

1. 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
2. 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
3. 緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。
4. 階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。
5. ドアがボタンと閉まらないような対策がしてありますか。
6. たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かない所に置いていますか。
7. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもが飲み込んでしまうようなものは子どもの手の届かない所に置いてありますか。

8. ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いてありますか。
9. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いてありますか。
10. 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、子どもの手の届かないような対策がしてありますか。
11. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。
12. 子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。1人で出ないように鍵をかけましたか。
13. 子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。
14. 子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
15. ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。

【提供会員の留意事項】

(1) 乳児の扱い

うつぶせに寝かせたときの方が、あおむけ寝の場合に比べてSIDS（乳幼児突然死症候群）の発症率が高いことがわかっており、うつぶせ寝がSIDSを引き起こすものではないが、特段の理由がない限りは、乳児の顔が見えるあおむけに寝かせるようにすること。また、窒息や誤飲、けが等の事故を未然に防ぐことになるため、なるべく乳児を一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮をすること。



(2) 子どもの転倒事故

提供会員は、子どもの進路につまずきやすいものや段差がないか注意を払うこと。また、帰宅途中は、提供会員と手をつないで帰るなど、転倒させないための工夫をして事故防止に努めること。

さらに、自動車に子ども（6歳未満）を乗車させる場合には、チャイルドシート等の使用が義務づけられているので、必ずチャイルドシートに座らせ、シートベルトをしっかりと締めること。



(3) 遊具等からの落下事故

鉄棒の上を歩く、うんていの上に登る、ブランコから途中で飛び降りるなど、遊具の誤った使用方法により事故が発生しているため、提供会員は預かりの中の子どもに屋外遊具の正しい使用方法を守らせること。また、事故は子どもから目を離してしまったわずかな時間に発生する事も考えられるため、子どもから目を離さないで、子どもの動きに対応できるように留意すること。



(4) 自転車による事故

子どもを自転車の後ろに乗せる場合には、チャイルドシートを整備すること。改正道路交通法の施行により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。大人も着用しましょう！



(5) 火気の使用時における接触事故

ストーブ等の火気を使用する場合には、子どもが火気に触れることのないようにガードを付けたり、子どもの手の届かないところに配置すること。



事故発生時の対処の流れ

提供会員

依頼会員

ファミリーサポートセンター
0256-77-8550
こども未来課
0256-77-8225

事故発生

【救急隊への連絡事項】

- ・「救急です」
- ・場所（住所や目標物）
- ・誰がどうした
- ・あなたの名前と電話番号 等

***サポートの時は
保護者の緊急連絡先
を確認しておく。**

1. 応急処置を施し、必要に応じて救急車を呼ぶ。
保護者とセンターもしくはこども未来課へも連絡をする

【依頼会員への連絡事項】

- ・事故の状況
- ・ケガの状態
- ・どのような処置をしたか
- ・救急車の要請状況 等

2. 救急車到着したら救急隊員に、状況と事故の経緯を説明する。

3. 病院へ搬送提供会員も同行する。
医師などに、状況と事故の経緯を説明する。

4. 依頼会員とセンターへ、状況と事故の経緯を連絡する。

5. 医師から診断結果やその後の指示について説明を聞く。その際、必ずメモをする。

6. 現在の状況、医師からの説明内容、経緯などについて依頼会員とセンターへ連絡する。

【センターへの連絡事項】

- ・子どもの名前
- ・ケガをした場所
- ・事故の状況
- ・ケガの状態
- ・どのような処置をしたか
- ・救急車の要請状況
- ・保護者への連絡の有無
- ・保護者からの指示内容 等

【保護者・センター・こども未来課】

- ・随時、状況の確認、報告をする
- ・状況によっては病院へ駆けつける

事故発生日以降

提供会員

依頼会員

ファミリーサポートセンター
0256-77-8550
こども未来課
0256-77-8225

活動報告書を作成し、
速やかに提出する

状況の報告と
解決に向けた協議

活動報告書の確認、
事故報告書の作成
(重大事故の場合)

状況の報告と
解決に向けた協議

事故解決に向けた対応
・会員間の連絡・調整
・補償保険の申請手続き 等

【参考資料】 19時をまたぐ場合の報酬の例

1時間を超えた場合、それ以降の報酬は30分ごとに1時間分の半額を加算します。

